

機関予防保全設備規則

機関予防保全設備規則

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 規則 第 29 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 2 月 23 日 理事会 承認

2015 年 4 月 22 日 国土交通大臣 認可

2015 年 5 月 8 日 規則 第 29 号
機関予防保全設備規則の一部を改正する規則

「機関予防保全設備規則」の一部を次のように改正する。

3 章 機関予防保全設備

表 3.1 を次のように改める。

表 3.1 ディーゼル主機（含歯車装置）

項目		備考
温度	シリンダ冷却水各シリンダ出口	各シリンダ出口に止め弁がない場合は、シリンダ出口共通の冷却水温度
	ピストン冷却水(油)媒体各シリンダ出口	クロスヘッド形機関の場合
	燃料弁冷却水(油)媒体出口	
	潤滑油入口	
	潤滑油カムシャフト入口	独立の潤滑油方式を採用するクロスヘッド形機関の場合
	主推力軸受又は同軸受潤滑油出口	推力軸受を有する機関の場合
	潤滑油過給機各軸受出口	当該温度が測定できない場合にあっては、本会が適当と認める過給機軸受の定期的な点検及び過給機入口の圧力及び温度を監視する等の代替措置で可
	潤滑油歯車装置潤滑油入口	主機と一体の潤滑油方式の場合は主機と兼用可 独立の潤滑油方式の場合
	燃料噴射ポンプ入口又は同粘度	燃料の粘度制御を行う場合に適用。粘度で可。
	排ガス各シリンダ出口又は温度偏差	連続最大出力 500kW/シリンダ以下のトランクピストン形機関にあっては省略可
	排ガス温度偏差各シリンダ出口	
	排ガス各過給機入口	
	排ガス各過給機出口	
	掃除空気室内の空気	2サイクル機関に適用 クロスヘッド形機関の場合。火災探知センサーで可。
	掃除空気溜内の空気	トランクピストン形機関の場合
	空気冷却器の空気出口	自動温度制御装置を有するものに適用
圧力	シリンダ冷却水シリンダ入口	
	ピストン冷却水媒体入口	流量でも可クロスヘッド形機関の場合
	燃料弁冷却水(油)媒体入口	
	ピストン冷却油入口	流量でも可。ただし、主機の潤滑油を利用する場合には省略可
	潤滑油主軸受及び推力軸受入口	
	潤滑油クロスヘッド軸受入口	独立の潤滑油方式を採用するクロスヘッド形機関の場合
	潤滑油カムシャフト入口	
	潤滑油こし器の出入口間の差圧	
	外部給油方式過給機潤滑油過給機入口	外部給油方式の場合
	歯車装置潤滑油歯車装置入口	主機と一体の潤滑油方式の場合は主機と兼用可 独立の潤滑油方式の場合
	燃料噴射ポンプ入口	
	燃料油用共通蓄圧器	電子制御ディーゼル機関の場合（共通蓄圧器を持つものに限る）
	操作油用共通蓄圧器又は操作油用高圧管	電子制御ディーゼル機関の場合
	始動空気主機入口	中間弁或いは自動始動弁の開閉表示があれば省略可
	冷却海水圧力又は流量	
	低温冷却清水	セントラルクーリングシステムを採用する場合

その他	シリンダ冷却水中の油分	シリンダ冷却水が燃料又は潤滑油の熱交換器に使用される機関の場合
	ピストン冷却媒体流量各シリンダ出口	クロスヘッド形機関の場合。Non-flow で可。 当該流量を検出できない構造のものにあっては、代替のセンサーで可。
	シリンダ油流量各注油器出口流量	Non-flow で可
	掃除空気室内の水位	代替のセンサーで可
	クランクケース内オイルミスト濃度	軸受温度でも可。ただし、連続最大出力が 2250kW 未満でかつ、シリンダ径が 300mm 以下の機関においては省略可

表 3.2 を次のように改める。

表 3.2 蒸気タービン主機（含歯車装置及び主復水器）

項目		備考
温度	潤滑油入口	
	ロータ軸受又は同軸受潤滑油出口	
	ロータ推力軸受又は同軸受潤滑油出口	
	歯車装置軸受又は同軸受潤滑油出口	
	主推力軸受又は同軸受潤滑油出口	
圧力	潤滑油入口	
	主復水器真空	
	グランド蒸気	
	冷却海水圧力又は流量	
その他	主復水器液面	タービンと同一水平面に設置されているものに適用
	ロータの振動又は車室の振動	安全システム用検出部と兼用可
	ロータの軸方向変位	

表 3.3 を次のように改める。

表 3.3 発電機駆動用原動機

項目		備考
発電機駆動用ディーゼル機関		
温度	潤滑油入口	
	冷却水（又は冷却空気）出口	
	過給機各入口又はシリンダ出口の排ガス	連続最大出力が 500kW/シリンダを超える機関にあっては、排ガス各シリンダ出口温度とすること
	燃料噴射ポンプ入口又は同粘度	燃料の粘度制御を必要とする場合に適用
圧力	潤滑油入口	
	燃料油用共通蓄圧器	電子制御ディーゼル機関の場合（共通蓄圧器を持つものに限る）
	操作油用共通蓄圧器又は操作油用高压管	電子制御ディーゼル機関の場合
	冷却水入口（又は流量）	
	始動空気	
その他	クランクケース内オイルミスト濃度	軸受温度でも可。ただし、連続最大出力が 2250kW 未満でかつ、シリンダ径が 300mm 以下の機関においては省略可

発電機駆動用蒸気タービン		
温度	潤滑油入口	
圧力	潤滑油入口	
	蒸気入口	蒸気タービン船の場合は抽気蒸気使用のものに適用
	排気	

附 則

1. この規則は、2015年5月8日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に設備登録の申込みのあった機関予防保全設備については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。